

# 国民健康保険税が一部変わりました

国民健康保険は、皆さんが病気やけがをしたときに、安心して医療機関にかかることができるよう、お互いに助け合う医療保険制度です。

今回は、平成27年度からの国民健康保険税について軽減制度や課税限度額が改正されたので、お知らせします。



問市健康保険課 ☎31-1162

## ■国民健康保険税とは？

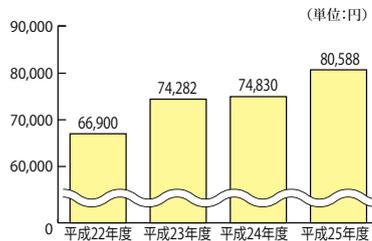
国民健康保険は、加入者の皆さんに納めていただく国民健康保険税（以下、「国保税」）などを財源として運営しています。

※国保税は、基礎分（医療給付分）、後期高齢者支援金分、介護納付金分（40歳から64歳までの加入者のみ）の合算額です。

## ■医療費と国民健康保険税の推移

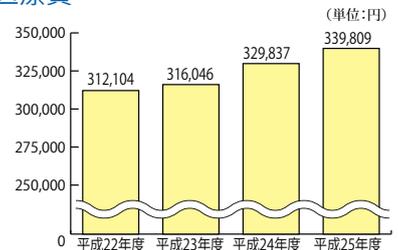
### ●一人当たりの課税額

税率改正等もあり増加しています。



### ●一人当たりの医療費

年々増加しています。



### Point

## 1 国保税の軽減対象世帯（5割・2割軽減）が拡大されます

低所得世帯に対する国保税の軽減制度（7・5・2割軽減）について、5割・2割軽減の所得基準額を引き上げ、軽減対象世帯を拡大します。

※軽減制度は、国保税のうち、均等割（人数割）、平等割（世帯割）を軽減します。



- 5割軽減の拡大 (現行) 基準額33万円 + 24.5万円 × 被保険者数  
(改正後) 基準額33万円 + **26万円** × 被保険者数
- 2割軽減の拡大 (現行) 基準額33万円 + 45万円 × 被保険者数  
(改正後) 基準額33万円 + **47万円** × 被保険者数

例：3人世帯で給与収入の場合（軽減の収入上限）

	平成26年度	平成27年度から
5割軽減	98万円 ～ 177万円	<b>98万円 ～ 184万円</b>
2割軽減	177万円 ～ 265万円	<b>184万円 ～ 274万円</b>

### Point

## 2 国保税の課税限度額が81万円から85万円に引き上げられます

課税限度（上限）額について基礎分（医療給付分）・後期高齢者支援金分・介護納付金分が引き上げられることから、国保税の課税限度額の合計は85万円となります。（40歳から64歳までの介護納付金分対象の人を含む世帯の場合）



区分	課税限度額		増額
	平成26年度	平成27年度から	
基礎分(医療給付分)	51万円	<b>52万円</b>	1万円
後期高齢者支援金分	16万円	<b>17万円</b>	1万円
介護納付金分	14万円	<b>16万円</b>	2万円
合計	81万円	<b>85万円</b>	4万円